［削る］

52～58　［略］

［削る］

59～61　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～45　略］

46　法別表第四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［削る］

四　地域通訳案内士の生存の事実の確認

52　法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　福島特例通訳案内士の生存の事実の確認

53～59　［同上］

60　法別表第三の二十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　沖縄特例通訳案内士の生存の事実の確認

61～63　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～45　同上］

46　法別表第四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　中心市街地特例通訳案内士の生存の事実の確認